

# 北京大野木マイツ・天津大野木マイツニュースレター

## 2013年12月号

2013年12月25日 担当:鈴木明男

## 年度末業務の必要手続き事項及び注意点のご連絡

2013年も12月に入り、みなさまにおかれましては忘年会や、新年会などとイベント？が続き、慌ただしい日々をお過ごしのことと思います。しかし、中国現地法人の運営においては、決算から税金、社会保険の申告、監査、年度検査など年度末業務が立て続けに発生しますので気の抜けないシーズンでもあります。

毎年恒例ではありますが、年度末業務の基本的な流れをおさらいいたしますので、ご参照ください。

### 1. 2013年度末業務のスケジュール（地域により異なる場合があります）

項目	関係機関	期限※1	内容
1. 国税（企業所得税（予定納税）及び増値税）	国家税務局	1月16日	2013年10月～12月分の企業所得税について予定納税申告を行います。
2. 地税（個人所得税）	地方税務局	1月16日	2013年12月分の個人所得税の申告納税を行います。
3. 社会保険算定基礎届け	社会保険基金管理中心	天津：1月 北京：4月	従業員（外国人含む）の社会保険算定基礎届けを行います。
4. 個人所得税の年度確定申告（12万元申告）	地方税務局	3月末 (未公表)	2013年1月～12月の所得が12万元を超えている場合には、年度の確定申告を行います。
5. 会計監査・外貨監査※2	注册会计师事務所	遅くとも 4月末ごろ	外商投资企业は中国注册会计师事務所の会計監査及び外貨監査が義務付けられています。
6. 税務監査	注册税务师事務所	遅くとも 4月末ごろ	一定の条件を満たす場合、必要です。下記2. 税務監査について参照。
7. 聯合年次検査 ※3	工商行政管理局	4月末～5月末	対外経済貿易部門、税務局、行政局、税関等の各関係諸機関の検査を受ける必要があります。
8. 企業所得税確定申告 ※4	国家税務局	年度終了後5ヶ月以内	年間の確定税額を計算し、四半期毎に納税済みの予定納税額と精算します。

#### ※1 期限について

上記に期限は、地域によって異なりますので、実際の申告又は手続きに当たっては、管轄の当局へご確認ください。

#### ※2 会計・外貨監査の留意点

全ての外商投资企业には、中国注册会计师事務所による会計監査が義務付けられています。また、企業の  
外貨収支状況について外貨監査も必要とされています。

これらの報告書は、聯合年次検査や企業所得税確定申告の添付資料として各関係諸機関へ提出します（外  
貨監査報告書は外貨管理局へ提出）。

なお、天津地区では2010年度より聯合年次検査手続は書面ではなく電子データで提出することを要求して  
います。監査事務所が提出を代行する場合、別途費用が追加される場合があります。

#### ※3 聯合年次検査

聯合年次検査は、企業の基本状況・投資者状況・前年度の生産経営状況・外貨収支状況等の企業情報を関  
係諸機関に報告し、チェックを受ける手続きです。手続きは原則として3月1日から6月30日までの期間とされ

ており、聯合年次検査の参加部門は以下の通りです（実際の手続き期間は地域により異なりますのでご注意ください。）。

工商行政管理局 ・ 対外経済貿易部門 ・ 国家経済発展委員会 ・ 財政部門 ・ 国家税務局 ・ 地方税務局 ・ 税関 ・ 外貨管理局 ・ 統計局などが対象です。

#### ※4 企業所得税確定申告

企業所得税の申告は、四半期毎の予定納税申告と年度末の確定申告納税があります。

第4四半期（10月～12月）の予定納税申告については、申告期限は、1月16日（原則として、四半期終了日の属する月の翌月15日）です。申告期限については、地域により異なる可能性がありますので、所轄税務局にご確認ください。

企業所得税の年度確定申告は、原則として毎年5月31日までに行なう必要があります。

確定申告書提出の際は、①財務諸表及び明細書、②中国公認会計師事務所発行の年度会計監査報告書、③会計方針の変更資料、④税務局に発給される減免税措置に関する確認書、及び⑤その他要求された書類を添付する必要があります。

## 2. 税務監査について

一定の要件を満たす場合には、税務監査を受けなければなりません。2013年度について明確な要件は公表されておりません。昨年までの状況についてご連絡いたします。

### ① 天津

3年連続赤字でその年に10万元以上の欠損がある場合及び資産損失を損金に算入する場合

### ② 北京

北京では実務上、税務監査報告書の提出を求められるケースが多く、法定会計監査時に併せて税務監査を受けることが多いようです。昨年、税務当局より税務監査報告書の提出が求められる法人の要件として、以下の3点が示されていました。

- a) その年に10万元以上の欠損がある場合
- b) その年において欠損填補を行う法人
- c) その年の売上が3,000万元以である場合

なお、毎年各地域の税務当局において確定申告に関する事前説明会が開催され、当該説明会にて税務監査報告書の提出要件などが示されますので、説明会にて詳細をご確認ください。

## 3. 移転価格税制に関する注意点

企業所得税確定申告書には、国外関連者間との取引に関する報告表「年度関連企業間取引報告表」を添付することとされており、また、国外関連者と一定規模以上の取引を行っている会社や機能・リスクが限定的な会社で赤字である企業は、翌年6月20日までに移転価格同期資料を税務局への提出が必要です。

同期資料の作成には準備に時間を要しますので、早めに対応されることをお勧めいたします。

（注）移転価格同期資料の提出が求められる企業

- ① 関連者間との売買取引総額が2億元超、その他の関連取引金額が4千萬元超の企業
- ② 機能及びリスクが限定的な企業で、当該年度が赤字である企業。

## 4. その他行政手続きを行っている場合

その他、組織再編その他行政手続きを行っている場合には、年次検査が終了するまで手続きが止まってしまう場合や、申請を受け付けない場合がありますので、既に再編手続きを行っている場合、又は、今後計画されている場合には、再編スケジュールの調整が必要となる場合がありますので、ご留意ください。

また、1月末から春節休みがあるため、上記年度末業務が一旦止まります。なるべく早めにご対応することをお勧めいたします。

以上、ご質問、ご不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください（完）